

○関西学院留学規程

昭和52年1月13日

理事会決定

(目的)

第1条 この規程は、関西学院専任教員であって、一定期間外国において学術の研究調査又は視察などを行う者に適用する。

(種類と期間)

第2条 この規程における留学の種類は、次のとおりである。

- 1 関西学院から留学費の全部を支給されるもの（以下「学院留学」という。）
    - イ 原則として1カ年にわたって主として専攻学術の分野について研究調査をするもの（以下「長期留学」という。）
    - ロ 春学期又は秋学期の期間に原則として75日以上、主として専攻学術の分野についての研究調査又は視察を行うもの（以下「短期留学」という。）
  - 2 留学費の一部を関西学院から支給されるもの（以下「補助留学」という。）
  - 3 関西学院から留学費又は補助費を受けないで2カ月をこえる期間にわたって留学するもの（以下「学院外留学」という。）
- 2 前項各号の留学を継続して3年をこえて行うこと及び同一人が同一時期に前項の2種類以上の留学を行うことはできない。

(留学資格)

第3条 大学教員の留学資格については、別に定める。

- 2 短期大学教員の留学資格については、別に定める。
- 3 高中部の教員で学院留学又は補助留学のできる者は、関西学院において継続して3年以上勤務する教諭であって、高中部長の推薦のある者に限る。ただし、次の者を除く。
  - 1 学院留学については、長期留学期間終了後10年、短期留学期間終了後5年を経過しない者、補助留学終了後5年を経過しない者、学院外留学期間終了後3年を経過しない者、又は高等部・中学部特別研修期間制度規程による特別研修期間終了後1年を経過しない者
  - 2 補助留学については、留学（学院・補助・学院外）期間終了後3年を経過しない者、又は高等部・中学部特別研修期間制度規程による特別研修期間終了後1年を経過しない者
  - 3 学院留学規程第13条第2項イ、ロに定める期間内に退職が予定されている者

4 療養規程適用期間終了後、学院留学期間開始までに通常勤務が1年以上継続していない者

4 高中部の教員で学院外留学のできる者は、関西学院において原則として継続して2年以上勤務する教諭であって、高中部長の推薦のある者に限る。ただし、留学（学院・補助・学院外）期間終了後、原則として3年を経過しない者、又は高等部・中学部特別研修期間終了後、原則として1年を経過しない者、又は療養規程適用期間終了後、学院外留学期間開始までに通常勤務が1年以上継続していない者を除く。

（留学候補者の選考）

第4条 学部長及び専門職大学院研究科長は、当該学部教授会若しくは研究科教授会（学長直属教員については大学評議会）の議を経て留学候補者を学長に推薦し、学長は留学候補者を選考のうえ、院長に推薦し、院長はこれを理事会に推薦する。

2 短期大学学長は、短期大学教授会の議を経て留学候補者を院長に推薦し、院長はこれを理事会に推薦する。

3 高中部長は、高等部又は中学部教師会の議を経て留学候補者を院長に推薦し、院長はこれを理事会に推薦する。ただし、学院留学候補者については、高中部長は毎年10月末日までに院長に推薦する。

（留学者の数）

第5条 学院留学者の数は、学院留学予算額による。

（留学者の決定）

第6条 理事会は、留学者及び留学費又は補助費を決定する。

2 理事会は、必要と認めるときは、留学計画その他につき指示を与えることができる。

（留学費、補助費の支給）

第7条 留学者は、本規程細則第6条に定める給費を支給されるものとする。

（留学中の給与）

第8条 留学第1年度中は、関西学院給与規程に定められた給与を支給される。

2 留学第2年度中は、前項の支給額の8割を支給される。

3 留学第3年度中は、給与は支給されない。

4 留学期間は、昇給のために必要な期間に算入される。

（留学中の役職）

第9条 役職にある者が留学をする時は、役職を交替するか又は事務取扱を置かなければならない。

(計画の変更)

第10条 留学者が病気その他の事由により留学計画又は期間変更を余儀なくされた場合には、所属長を経て理事会の承認を得なければならない。ただし、大学教員の場合は学長を、短期大学教員の場合は短期大学学長を経るものとする。

2 前項に該当する学院留学者又は補助留学者は、留学費又は補助費の総額から旅費実費を差し引いた額の一部を学院に返却しなければならない。

(留学者の責任)

第11条 留学期間中は本学院留学者としての本分を守り、留学目的以外の職務に従事してはならない。

(罰則)

第12条 留学者が故なくして前条の規定に反すると認められた場合には理事会は留学を取消し、学院留学者又は補助留学者には留学費又は補助費を減廃することができる。

(留学後の責任)

第13条 留学者は、留学期間終了後その成果によって本学院の教育・研究に寄与するよう努めなければならない。

2 学院留学者又は補助留学者が留学期間終了後、以下の期間内に学院を退職する場合は、留学期間終了後の年数に応じて、留学費又は補助費の全部又は一部を学院に返却しなければならない。

イ 学院留学者

留学期間の3倍

ロ 補助留学者

留学期間の2倍

3 本条第2項にいう留学期間終了後の年数には、留学を延長した場合の延長期間を含めない。

(報告)

第14条 留学者は留学期間終了後2カ月以内に留学の経過及び研究調査に関する報告書を所属長を経て院長に提出しなければならない。ただし、大学教員の場合は学長を、短期大学教員の場合は短期大学学長を経るものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学評議会、短期大学教授会、高等部教師会及び中学部教師会の意向を徴したうえ、理事会が決定する。

## 附 則

- 1 外地留学規程<1976年（昭和51年）4月1日改正施行>は、この規程の制定をもって廃止する。
- 2 この規程は、1977年（昭和52年）4月1日から施行する。
- 3 この規程は、1978年（昭和53年）4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、1981年（昭和56年）4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、1987年（昭和62年）4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、1988年（昭和63年）4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、1994年（平成6年）4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、2004年（平成16年）4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、2012年（平成24年）4月1日から改正施行する。
- 10 この規程は、2017年（平成29年）10月13日から改正施行する。ただし、2020年度留学者の選考から適用する。
- 11 この規程は、2020年（令和2年）4月1日から改正施行する。

## 備考

- 1 関西学院専任職員の留学については、「職員研修規程」及び「同施行細則」において定める。
- 2 関西学院ランバス留学基金による留学については、「関西学院ランバス留学基金規程」及び「同施行細則」において定める。

## 経過措置

本規程第2条に定める留学の種類、第10条に定める計画の変更、第13条に定める留学後の責任については、1996年度留学生から適用する。